

表2 政令指定都市・中核市・特例市・一般市の制度比較

区分	政令指定都市	中核市	特例市	一般市
要件	○人口50万以上の政令で定める市 *人口その他都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有すると見られる都市が指定されている	①人口30万以上 ②面積100k㎡以上	○人口20万以上	①人口5万以上 *平成17年3月31日までに合併した場合は人口4万以上 ②中心市街地を形成している区域内の戸数が、全戸数の6割以上 ③商工業その他の都市的業態に従事するものおよび、その者と同一世帯に属する者の数が、全人口の6割以上 ④当該都道府県の条例で定める都市的施設、その他の都市としての要件を具備
事務配分の特例	都道府県が処理する事務のうち、 ・民生行政に関する事務 ・保健衛生行政に関する事務 ・都市計画に関する事務などを処理	指定都市が処理する事務のうち都道府県が一体的に処理することが効率的な事務などを除き処理。例えば、 ・国道、県道の管理 ・県費負担教職員の任免 ・児童相談所の設置などが除かれる	中核市が処理する事務のうち都道府県が一体的に処理することが効率的な事務などを除き処理。例えば、 ・民間の児童福祉施設や社会福祉法人の特別養護老人ホームの設置許可 ・飲食店、興行場および旅館業の営業許可 ・地方社会福祉審議会の設置、母子相談員の設置などが除かれる	④当該都道府県の条例で定める都市的施設、その他の都市としての要件を具備 (注)平成16年3月31日までに合併し、人口が3万以上の場合は、②③④の要件の適用なしに、市制を施行できる
上の行政特例	行政区を設けることができる	行政組織上の特例は設けられていない	中核市に同じ	
財政上の特例	・普通交付税の態容補正 ・地方贈与税等の割り増し ・地方債発行の許可権者が都道府県知事から総務大臣となる ・宝くじの発行が可能となる等	・普通交付税の態容補正	・普通交付税の態容補正	
数(※)	12市(横浜市、大阪市など)	28市(新潟市、堺市など)	37市(函館市、盛岡市など)	598市(白根市、長岡市など)

※平成14年4月現在

表3 政令指定都市の基礎データ

都市名	指定年	指定人口(万人) ^(*)	H12人口(万人) ^(**)	面積(k㎡)	区の数
大阪市	昭和31年	254.7	260.0	221.27	24
名古屋市		133.7	217.1	326.37	16
京都市		120.4	146.8	610.21	11
横浜市		114.4	342.7	434.93	18
神戸市		97.9	149.2	543.79	9
北九州市	昭和38年	98.6	101.1	482.23	7
札幌市	昭和47年	101.0	182.2	1,121.18	10
川崎市		97.3	125.0	141.90	7
福岡市	昭和55年	85.3	134.1	336.40	7
広島市		85.3	112.6	740.18	8
仙台市		平成元年	85.7	100.8	783.57
千葉市	平成4年	82.9	88.7	272.37	6
合併パターン の新潟圏域(※1) 市町村(※1)	-	-	75.1	565.09	-

(※1)新潟市、新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、味方村、月湯村、中之口村
(※2)指定時直前の国勢調査
(※3)平成12年国勢調査

市町村合併を考える④

表1 市町村合併の一般的なメリット・デメリット

合併により期待される効果 (メリット)	合併により心配される事項 (デメリット)
<p>①広域的なまちづくりが可能となる 都市計画、交通などの基盤整備を一体的に推進したり、産業の振興や商業・文化施設等の充実などをより計画的に行ったりすることができるようになる。</p> <p>②行政サービスの向上が期待できる 利用可能な窓口の増加により、住民票の発行などの窓口サービスが住居や勤務地の近くなど多くの場所で利用可能になる。また、行財政基盤の強化で、より高い水準の行政サービスの提供が可能となる。</p> <p>③行財政の効率化が図れる 管理部門などの統合により、職員をより住民に密着したサービスの提供を行う部門に充てることできる。また、三役や議員などの総数が減少することで、人件費など経費の節減が図れる。</p> <p>④市町村の事務権限が拡大する 合併後の人口規模により、都道府県並みの権限を持つ政令指定都市の移行が可能となり、自立性が高まるとともに、より総合的な行政を展開できるようになる。</p> <p>⑤地域のイメージアップと総合的な活力の強化が期待できる より大きな市町村の誕生が地域の存在感や地域のイメージアップにつながり、企業の進出や若者の定着、重要プロジェクトの誘致が期待できる。</p>	<p>①市役所が遠くなって、今までよりも不便になるのではないかと</p> <p>②合併後の中心部に投資が重点的に行われ、周辺部の整備が遅れてしまうのではないかと</p> <p>③行政と住民の結び付きが薄れたり、市議会議員の減少で住民の声が届きにくくなったりするのではないかと</p> <p>④合併により地域の伝統や文化、連帯感が失われてしまうのではないかと</p> <p>⑤農業問題など、各地域の個別課題に対応できなくなるのではないかと</p>

前回までの3回の連載では、市町村合併の議論が高まっている背景や広域行政の状況、また市町村合併の手続きについてお伝えしてきました。

今回は、市町村合併についてのメリット・デメリットや、最近よく耳にする政令指定都市の制度についてお知らせします。

市町村合併のメリット・デメリット

市町村合併をした場合、人口や面積が拡大することはもちろんですが、自治体の規模が大きくなることにより、行政サービスの向上や新たなまちづくりの実施などさまざまな効果(メリット)が期待できるといわれています。

一方で、市町村合併をすることで、行政と住民の結び付きや地域の連帯感の低下など心配される事項(デメリット)も考えられます。

政令指定都市ってなに？

皆さんは、最近新聞などで、何度か「政令指定都市」という言葉を目にしたことがあると思います。これは、近年、白根市を含む新潟市周辺の市町村で政令指定都市に対する議論が高まっているためです。

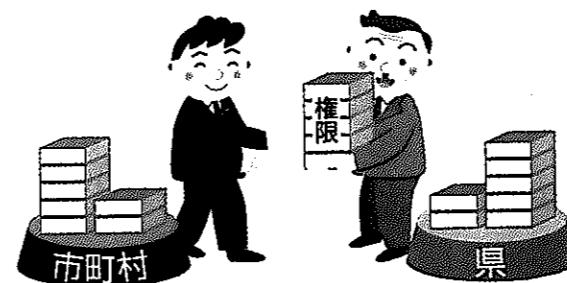
現在、日本の都市は人口や都市形態によって、政令指定都市・中核市・特例市・一般市の四つに分けられており、その権限や事務、財源に差がついています(表2)。

このうち政令指定都市は、地方自治法に基づく大都市に関する特

例の制度で、市民生活に関係の深い事務や権限を都道府県から大都市に移譲し、大都市行政の合理的・能率的な運営と市民福祉の向上を図ろうとする目的で昭和三十一年に設けられました。現在は大阪市、横浜市など日本でも代表的な十二市が指定されています(表3)。

県内では、新潟市が平成八年に中核市に指定され、白根市を含む十九市は一般市に位置付けられています。

では、この政令指定都市とは一体どのような特徴を持ち、一般の都市とは何が違うのでしょうか。



一般的には表1のようなメリット・デメリットが生じるといわれていますが、これらは市町村合併を行うとする地域の人口や地理的条件(平野部・山間地)などにより異なります。

したがって合併問題について検討する際は、協議の中で皆さんにどのようなメリットがあるのかを明らかにするとともに、デメリットについても地域内で知恵を出し合い、一つ一つ解決していくことが必要です。